

奥多摩町地域応援券

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済の低迷に際し、地域振興に資することを目的として、町内に居住する方に対して、町内の商店などで利用できる奥多摩町地域応援券を交付します。

【加盟店募集】

奥多摩町地域応援券が利用できる加盟店を募集します。

〔取扱加盟店登録資格〕

- ・町内に店舗を有し事業を営んでいる事業所
- ・町の暴力団排除条例に規定する暴力団関係者と認められる者で無い事業所
- ＊なお、青梅商工会議所により、取扱加盟店登録資格に適しているか否かの判断をさせていただく場合があります。

※加盟店の申請は、青梅商工会議所（☎23-0111）までお問い合わせください。

【応援券の概要】

申請期間：令和2年10月19日（月）～令和3年2月19日（金）

利用期間：令和2年11月1日（日）～令和3年2月28日（日）

＊利用期間を過ぎた商品券は無効となり利用できません。

カット

商品券名：奥多摩町地域応援券

発行額面：交付対象者1人につき15,000円

（1枚500円で1冊30枚綴り、うち10枚は飲食店専用券）

交付対象者：令和2年10月1日現在で奥多摩町に住民登録がある方

申請方法：申請書は10月16日以降順次各家庭の世帯主宛に郵送します。必要事項をご記入のうえ、同封の返信封筒でご返信ください。

＊取扱加盟店一覧は、広報おくたま11月号に掲載予定です。

奥多摩町事業継続応援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の中小企業者および個人事業主に対し、事業の継続を支援するため、一事業者あたり10万円の応援金を給付します。

〔申請期間〕令和2年10月1日（木）～令和3年1月29日（金）まで（郵送の場合当日消印有効）

〔申請要件〕つぎの全ての要件を満たす者

- (1) 町内に営業実態のある事業所、店舗などを有していること
- (2) 令和2年4月10日以前に創業しており、かつ、申請日時点において引き続き事業を継続する意思があること。
- (3) つぎのいずれかの要件を満たすこと
 - ア) 新型コロナウイルス感染症に関する国、東京都および町などが実施している支援策を受けた者
例：持続化給付金・東京都感染症拡大防止協力金・奥多摩観光協会による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金 など
 - イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日以降、国、東京都および町などの融資制度を受けた者
例：セーフティーネット保証4号、5号・危機対応融資 など

＊申請書は、奥多摩町ホームページからダウンロードいただくか、観光産業課、子ども家庭支援センター、観光案内所にも置いてあります。ご記入のうえ必要書類を添えて、観光産業課までご提出ください。

※このページの内容の問い合わせは、観光産業課 ☎83-2295